

○大槌町ハイリスク妊産婦交通費等支援事業実施要綱

令和2年9月30日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大槌町民が安心して出産できる環境の充実を図ることを目的に、妊産婦が出産のために産科医療機関等を利用する場合の移動等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大槌町補助金交付規則（昭和38年4月20日規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 自宅等から総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター（以下「周産期母子医療センター」という。）まで徒歩での移動が困難な距離にあって、妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による妊産婦（以下「ハイリスク妊産婦」という。）の通院等に係る交通費等の負担軽減を図ることにより、地域において安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる対象者は、大槌町に住所を有し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項により市町村から母子健康手帳の交付を受けた妊産婦であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「妊産婦」という。)とする。

- (1) 医科診療報酬点数表におけるハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算が算定され、周産期母子医療センターに通院又は入院している妊産婦。
- (2) ハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算に相当する疾患を有する等のために、周産期母子医療センターに通院している妊産婦。

2 大槌町に住所を有するものの、一時的に県外の実家等に居住し、妊婦健診、診療又は分娩のために県外の周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する場合は、助成対象者としなない。

(助成対象経費)

第4条 前条に定める妊産婦の助成対象経費は、妊産婦が大槌町に住所を有する間における次の各号に掲げるものとする。なお、交通費の算定の方法は、別表のとおりとする。

- (1) 妊婦健康診査、出産又は診療のために周産期母子医療センターへ通院又は入院するために負担した交通費
- (2) 出産又は診療のために周産期母子医療センターへの移動距離が自宅より近い場所に位置する宿泊施設へ待機する必要がある場合におけるその宿泊費

(助成金の交付及び助成額)

第5条 助成金の交付は償還払いとし、別に定める。

2 助成額は上限100,000円とする。

(助成対象期間)

第6条 助成の対象となる期間及びその申請時期については以下に定める。

2 妊産婦は、周産期母子医療センターでの妊婦健診又は診療を目的として通院又は待機宿泊を開始した日(以下「妊産婦通院等開始日」という。)から、周産期母子医療センターでの妊婦健診又は診療を目的とした通院又は待機宿泊が終了した日(以下「妊産婦通院等終了日」という。)までとする。

3 妊産婦通院等開始日と妊産婦通院等終了日が同一年度である場合は、当該対象期間における経費について、必要書類を揃えて同年度末までに申請する。また、妊産婦通院等終了日が妊産婦通院等開始日に属する年度の翌年度となる場合は、妊産婦通院等開始日から同一年度の3月31日までの経費について必要書類を揃えて同年度末までに申請するとともに、助成対象期間が満了した際は、その年の4月1日から妊産婦通院等終了日までの経費について必要書類を揃えて妊産婦通院等終了日の属する年度末までに申請する。

(助成の申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、「助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)」と「大槌町ハイリスク妊産婦交通費等支援事業助成金申請内訳書(様式第2号)」に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) タクシー料金の領収書(乗車場所と降車場所を記入)
- (2) 有料道路利用料の領収書
- (3) 駐車場利用料の領収書
- (4) 宿泊費の領収書
- (5) 母子健康手帳
- (6) 産科医療機関の受診日が記載されている医療費領収書及び明細書
- (7) 妊産婦本人名義の振込先口座の通帳
- (8) 上記のほか、添付する必要がある書類

(決定の通知)

第8条 町長は、助成金交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに支払うものとし、不適当と認めるときは、大槌町ハイリスク妊産婦交通費等支援事業助成金交付却下通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日に遡求し適用する。

別表（第4条関係）

移動手段	交通費の積算方法
公共交通機関	助成対象者が自宅又は宿泊施設（以下「自宅等」という。）から周産期母子医療センターへ移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の際の料金で町が適当と認めるもの。（往復利用可）。 （バス又は鉄道の利用に当たり、通常利用される停留所間又は駅間の一般的な料金で町が適当と認めるもの。）
タクシー	助成対象者が自宅等から周産期母子医療センターへ移動した際の乗車運賃で領収書が添付されたもの。（往復利用可）。
自家用車	助成対象者が自宅等から周産期母子医療センターまで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の経費で市町村が適当と認めるもの。（往復利用可） なお、自家用車の運転は、本人、家族等の別を問わない。 車賃は1 km当たり 35 円とする。

- ※1 タクシー利用時の領収書には、発着地を記載すること。
- ※2 急病時は、自宅等以外の地点から乗車し、その際に算定された額を申請することができる。
- ※3 急病時以外は、自宅から周産期母子医療センターまでの高速道路を利用した距離数を通常利用する経路とする。